

日本語教室に参加してみませんか!

(北区日本語教室のご案内)







- 北区立中央公園文化センター (北区十条台 1-2-1) (月曜・祝日・年末年始休館)

日本語教室一覧

(教室の特徴: 活動時間と日本語のレベルによってグループが分かれています。20年にわたり、約3000人に日本語を教えている実績があります。区内在住、在勤、在学の方々に気軽にご参加いただけます。)

会費: 1回 100円

日時	団体名	内容	形態	レベル	連絡先と先生からのメッセージ
火 (19時~21時) 水 (10時~12時) 金 (10時~12時)	国際交流 日本語の なかま	自主教材 会話	レベル別 グループ別 個人対応	「入門」 「初級」 「上級」	 外国人とボランティアの日本人で日本語の勉強をしたり会話をしながら楽しい時間を過ごしています 河田 TEL:03-3900-4586
金 (13:30~15:30)	ジョイナス 日本語 くらぶ	自主教材 会話	グループ別 個人対応	「入門」 「中級」	 日本語を話して、もっと日本を理解しましょう。 山田 TEL:090-8173-2403
土 (10時~12時)	飛鳥 にほんご ファミリー	自主教材 会話	レベル別 グループ別 個人対応	「入門」 「初級」 「上級」	 現在数名のボランティアの方々と学習者の方たちとマンツーマン中心で活動をしています。今後この活動を大切にしたいと思います。 金澤 TEL:03-3912-8283
土 (14時~17時)	日本語 サロン	自主教材 会話 自主活動 (実費)	全体	「初級」 「上級」	 日本語支援と異文化交流を通して楽しく相互理解を図っています。 永井 TEL:03-5249-5787



お知らせ: 中央公園文化センターでは春・秋にそれぞれ『外国人のための日本語講座』を開催しております。
日常生活に最低限必要な日本語の基本的な読み書きや会話を、外に出ての実践を含め学習をします。詳しくは北区ニュース・中央公園文化センターへお問い合わせください。(03-3907-5661)


- 赤羽文化センター (北区赤羽西 1-6-1-301 03-3906-3911) (第3火曜・年末年始休館)

日本語教育学習会

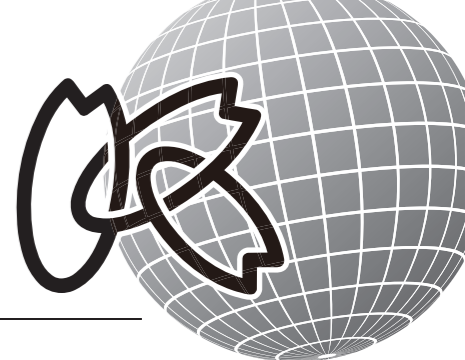
(教室の特徴: 1999年から週2回日本語をレベル別に指導しています。全ての教師は日本語教師の資格、経験があります。)

入会金: なし ※会費: 3000円 (1ヵ月4回)		先生からのメッセージ:
曜日: 水曜・金曜 / 9:30 ~ 11:30		正しい日本語が話せるように、教科書を使って基礎から指導しています。日本語能力試験のための勉強も行っています。
場所: 赤羽文化センター		
連絡先: 03-3909-2263 田中		

- 北区役所の外国人相談案内 (24年度から変更があります)

曜日: 中国語: 毎週火曜・木曜 (午後 1~4 時) 英語: 第2・第4火曜日 (午後 1~4 時) (平成24年4月1日から第2火曜日のみに なります)	
場所: 北区役所第1庁舎3階2番窓口	
予約先: 03-3908-1101	

Global Thinking



No. 42 2012年3月

編集・発行: 北区役所総務課総務係 (国際)

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話: 03-3908-9308 ファックス: 03-3905-3423

外国人登録の制度が平成24年7月9日(月)から変わります

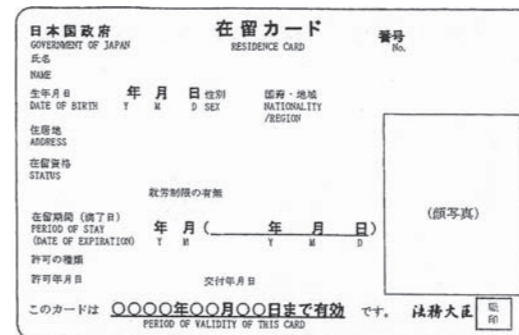
新たな在留管理制度が、平成24年7月からスタートします。入国管理法(以下「入管法」)・住民基本台帳法の改正により、中長期にわたり適法に在留する外国人の方に「**在留カード**または**特別永住者証明書**」が交付され、外国人の方にも**住民票**が作成され、**住民票の写し**が交付されるようになります。

なります。
なお、従前の外国人登録制度は廃止されます。



① 在留カードまたは特別永住者証明書に関すること

- 在留カードが作成される方
在留資格を有し、3カ月を超える在留期間が決定された方(短期滞在、外交・公用の在留資格を除く)
★在留カードの有効期間
永住者の方は交付の日から7年間(16歳未満の方は16歳の誕生日)。永住者以外の方は在留期間満了日まで(16歳未満の方は在留期間満了日または16歳の誕生日の早い方まで)。
★在留期間が最長3年から5年になります。
- 特別永住者証明書が作成される方
特別永住者の方
★特別永住者証明書の有効期間
7回目の誕生日まで(16歳未満の方は16歳の誕生日)。
- 住民票が作成される方(表1参照)は、現在の外国人登録証明書を使うことができます
改正法施行後も一定期間は、現在お持ちの外国人登録証明書を、在留カードまたは特別永住者証明書とみなしますので、すぐに換える必要はありません。在留カードは改正法施行日から最長で3年、特別永住者証明書は原則、次回確認(切替)申請期間の始期である誕生日まで有効です。
- 在留カード等の事前交付申請ができます
新しいカードをご希望の方は、在留カードは東京入国管理局、特別永住者証明書は北区戸籍住民課外国人登録係に申請してください。交付は改正法施行日以降となります。
- みなし再入国許可制度が導入されます
有効な旅券及び在留カードを所持する外国人の方が出国後1年以内(特別永住者の方は2年以内)に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。再入国許可を受けて出国する場合は、再入国許可の有効期間の上限が3年から5年(特別永住者の方は4年から6年)に延長されます。
- 新制度開始に伴い、外国人登録法による「登録原票記載事項証明書」や「原票の写し」は交付できなくなります
居住歴、氏名等の変更履歴、上陸年月日等、外国人登録原票の内容についての証明が必要な場合は、ご本人が直接法務省に請求してください。
★「在留カード」及び「特別永住者証明書」はこのようなカードです。



在留カード



特別永住者証明書

2 住民票に関すること

● 住民票が作成される方(表1)

①	中長期在留者 (永住者を含む)	日本に在留資格をもって在留する外国人で、3カ月以下の在留期間が決定された方や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された方以外の方 (在留カードが交付されます)
②	特別永住者	入管特例法により、定められている特別永住者 (特別永住者証明書が交付されます)
③	一時庇護許可者 または 仮滞在許可者	入管法の規定により、船などに乗っている外国人が難民の可能性のある場合などの要件を満たすとき、一時庇護のための上陸の許可を受けた方(一時庇護許可書が交付されます) 入管法の規定により、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすとき、仮に日本に滞在することを許可された方(仮滞在許可書が交付されます)
④	出生による経過滞在者 または国籍喪失による経過滞在者	出生または日本国籍喪失により、日本に在留することになった外国人の方 入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日までは在留資格を有することなく在留することができます。



● 住民票に記載される内容

氏名(通称名も含む)、生年月日、性別、住所、前住所(改正法施行後に住所変更した場合に記載されます。)、外国人住民となった日、世帯主名、世帯主との続柄、国籍・地域、第30条45規定区分(表1の①～④の区分)、在留資格、在留カード番号または特別永住者証明書番号、在留期間、在留期間満了日

● 印鑑登録について

住民票が作成される方(表1参照)で、すでに印鑑登録をされている方は今までどおり印鑑登録証を使うことができます。住民票が作成されない方は、改正法施行日をもって印鑑登録は消され、印鑑登録証明書の交付はできなくなります。代わるものとしては、旅券の写しまたは大使館・領事館が発行するサイン証明書が考えられますが、詳しいことは提出先に確認してください。

● 届出の場所が変わります

① 住所・世帯主・続柄等の変更 → 北区役所

※ 転入・転出には転出証明書が必要になります。

② 氏名・生年月日・国籍等の変更、在留資格・在留期間の変更更新、勤務先の名称・所在地の変更等、在留カードの再交付 → 東京入国管理局

※ 特別永住者の方の届出は今までどおり北区役所です。

<改正法施行後の北区役所届出窓口>

① 住所・世帯主・続柄等の変更

▶ 王子区民事務所：王子本町1-2-11(第二庁舎1階)

▶ Oji Residents' Office: 1-2-11 Ojihoncho (First Floor, Building 2)

☎ 3908-8745

▶ 赤羽区民事務所：赤羽1-67-62

▶ Akabane Residents' Office: 1-67-62 Akabane

☎ 3901-2693

▶ 滝野川区民事務所：西ヶ原1-23-3(滝野川会館内)

▶ Takinogawa Residents' Office: 1-23-3 Nishigahara (in Takinogawa Hall)

☎ 3910-0141

② 特別永住者の方の氏名・生年月日・国籍等の変更及び特別永住許可に関すること

▶ 外国人登録係：王子本町1-2-11(第二庁舎1階)

▶ Foreign Residents Registration Subsection: 1-2-11 Ojihoncho (First Floor, Building 2)

☎ 3908-8740

<問い合わせ先>

○ 新制度に関すること及び在留カードの事前交付申請について

▶ 法務省入国管理局 外国人在留総合インフォメーションセンター
Immigration Information Center, Immigration Bureau of Japan

☎ 0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

○ 住民票に関すること及び特別永住者証明書の事前交付申請について

▶ 北区 外国人住民制度改正電話相談窓口

▶ Kita City Amended Foreign Resident System Hotline:

☎ 03-3908-1166

(いずれも電話受付時間は、平日の8:30～17:15まで)



※ 法務省入国管理局ホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

※ 総務省ホームページ(住民票に関すること)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

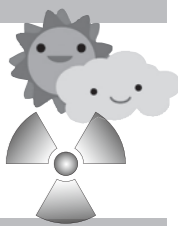


東日本大震災に伴う放射線について

1 現状

福島第一原発の事故から1年が経過しようとしています。現在も原発から半径20km以内は警戒区域とされていますが、様々な除染活動が行われています。

現在、都内の放射線量は、時に局所的に放射線量の高い地点が確認されることがあるものの、基本的に低い値となっています。



2 北区の対策

北区では、区内の放射線量を把握するため、平成23年6月下旬から空間放射線量の測定を行ってきました。

その結果、自然放射線量の国内平均値よりやや高いものの、健康を心配する状況ではありません。

また、放射線の影響が大きい子どもの安全・安心を考え、毎時0.25マイクロシーベルトを北区における対策の目安としています。

○ 内容

砂場など、主に子どもが利用する区の施設については、局所的に目安以上の空間放射線量が測定された場合、使用中止などの暫定的な措置を取ります。そのうえで区職員による再測定等を行い、目安以上の値が確認されたときは除染(砂の入れ替え、洗浄等)を実施しています。

■ 飲用水・食品に関すること

▶ 生活衛生課(環境衛生 食品衛生)

▶ Health Protection Section (environmental and food hygiene)

☎ 3919-0376

■ 区立保育園の対応

▶ 保育課 保育係

▶ Nursery School Subsection, Nursery School Section

☎ 3908-9127

■ 区立幼稚園・小中学校の対応

▶ 学校支援課 学校支援係

▶ School Support Subsection, School Support Section

☎ 3908-9293

■ 児童館の対応

▶ 子育て支援課 次世代育成係

▶ Subsection for Raising Future Generations, Child Rearing Support Section

☎ 3908-9097

■ 公園・児童遊園の対応

▶ 道路公園課 公園河川係

▶ Park and River Subsection, Road and Park Section

☎ 3908-9275

○ 問い合わせ先

■ 放射線測定

▶ 環境課 環境規制調査係

▶ Environmental Regulation Investigation Subsection, Environmental Section

☎ 3908-8611

■ 放射線に関する健康相談

▶ 保健予防課 結核感染症係

▶ Tuberculosis and Infectious Disease Subsection, Disease Control and Prevention Section

☎ 3919-3102

▶ 健康いきがい課 王子健康相談係/赤羽健康相談係/滝野川健康相談係

▶ Health and Enriched Life Promotion Section: Oji Health Consultation Subsection

☎ 3908-9087

▶ Akabane Health Consultation Subsection

☎ 3903-6481

▶ Takinogawa Health Consultation Subsection

☎ 3915-0186

